

1. 件名：高温焼却炉建屋東側壁面からの汚染水漏えい事象に関する面談

2. 日時：令和6年2月8日（木）16:00～16:20

3. 場所：原子力規制庁4階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

岩永室長、大辻管理官補佐、元嶋専門職

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクトマネジメント室 4名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

● 原子力規制庁は、令和6年2月7日に東京電力福島第一原子力発電所の高温焼却炉建屋東側壁面において確認された第二セシウム吸着装置（以下「サリー」という。）ベント口からの汚染水の漏えいについて、土壌への浸透からの環境への影響のリスクを考慮し、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に以下の通り指示を行った。

1. 漏えいによる汚染範囲（表層に限らず土壌中も含む）を特定し、漏えいした汚染水・汚染された土壌の可能な限りの回収を行うこと。
2. サイト外への汚染の拡大を防止するため、漏えい箇所近傍の雨水排水路等含めて状況の監視を強化し、必要な場合は隔離措置を行うこと。
3. サリーを停止した場合の施設全体のリスク上昇を把握した上で、代替措置実施の必要性について速やかに検討し、報告すること。

● 東京電力から、上記指示に対し速やかに対応していく旨回答があった。

6. 資料

なし